

対象工事一覧

補助対象工事

◇居室、玄関、廊下、階段等の改修

◇床、壁、天井の張替

◇床、建具等バリアフリー化、手すりの設置

◇屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング

◇ガラス、網戸、サッシ、雨樋の取替

◇合併浄化槽の設置

◇ソーラーシステムの設置（居宅に設置するものに限る）

◇耐震・バリアフリーの改修

◇ドア、ふすま、障子等の畳の取替（但し、ふすま、障子等の張替え、カーテンを替える、じゅうたんを敷くだけは対象外）

◇在宅勤務のための改修（間仕切りの設置、抗ウイルスコーティングの施工、非接触の設備機器の設置など）

◇換気機能やウイルス除去機能が付いたエアコンの設置工事（カタログ等で機能が確認できるものに限る）

◇台所、浴室、トイレ、洗面所の改修

◇間取り等の変更に伴う壁の改修

◇カウンター、棚の設置

◇給排水設備工事、電気設備工事



補助対象にならない工事

◇備品や土地の購入にかかる費用

◇市外の事業者（下請け事業者を含む）が行った工事

◇新築又は10㎡を超える増築工事

◇日常的に住居や店舗等として利用しない離れ

◇車庫、倉庫、物置等の設置及び修繕工事

◇設計費や申請手数料

◇他の制度による補助又は扶助の対象工事

◇家電リサイクル法に基づく処分費用

◇外構工事（門や塀等）

◇その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用

申込の流れ

申込書提出締切り

5月30日(金)必着

内容審査後、補助候補者を決定
(予算を超えた場合は、内容審査後抽選により決定)

補助金交付申請書類の送付

補助金交付申請 ※工事着手前写真必要

7月31日(木)まで

申請内容及び補助対象工事の審査
(現地確認含む)

交付決定通知の送付

補助金実績報告書
(工事完了後1ヶ月以内)
※詳細は補助候補者へ別途通知します。

報告内容審査(現地確認含む)
補助金額確定通知の送付

補助金交付請求

工事完了

補助金確定支払い

申込方法※申込用紙は甲賀市ホームページからダウンロードできます。

●オンライン申請：右記申込フォームからお申込みください。

●窓口申請：必要書類を添えて、商工労政課または各地域市民センター窓口（カーボン、空き家、農地付き空き家は除く）へご提出ください。

●申し込み多数により予算額を超えた場合、公開抽選を行います。

●補助金交付後、要件に満たないと判断した場合は、補助金の返還を求めることがあります。



耐震改修事業費補助（別の事業のため、申込期間（流れ）が異なります。）

耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと判断された木造住宅を耐震改修する場合は、改修工事費の一部を補助する制度があります。

※詳しくは住宅建築課（電話0748-69-2213）までお問合せください。

お問い合わせ
申込先

甲賀市役所 商工労政課

TEL：0748-69-2188 FAX：0748-63-4087

送付先 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053 甲賀市役所 商工労政課 宛

令和7年度

物価高騰対策住宅
リフォーム事業補助制度

申込期間

令和7年4月14日月～令和7年5月30日金

※郵送の場合も5月30日金必着

TOPICS

●申請者自ら居住している住宅で、住宅の所有者が申請者の2親等以内の親族である場合も補助対象となりました。（一般、子育て、福祉、カーボンニュートラル推進）

●三世代同居・近居について、対象となる親の範囲が拡大し、配偶者の2親等以内の直系尊属を追加しました。

補助の区分 予算額4,200万円			
一般	自己所有する住宅のリフォーム工事を行う方に、補助を行います。	補助対象工事費の20%	上限10万円
子育て			上限20万円 〔基本額10万円に 限度額10万円加算〕
福祉			上限10万円
三世代同居・近居	自己所有する住宅のリフォーム工事を行う方に、補助を行います。	補助対象工事費の20%	上限30万円 〔基本額10万円に 限度額20万円加算〕
空き家			上限50万円 〔基本額10万円に 限度額40万円加算〕
農地付き 空き家			上限100万円 〔基本額10万円に 限度額90万円加算〕
カーボン ニュートラル 推進	ゼロカーボンシティ実現のため、環境に特化した製品を導入する工事を行う方に、補助を行います。	補助対象工事費の20%	上限10万円

加算事項

■Iターン・Uターン加算（令和5年（2023年）4月1日以降を基準日として、市内へ転入する者）

Iターン	中学生以下の子どもと同居あり	限度額に100万円加算
	中学生以下の子どもと同居なし	限度額に20万円加算
Uターン	中学生以下の子どもと同居あり	限度額に50万円加算
	中学生以下の子どもと同居なし	限度額に10万円加算

Iターン…過去に1度も甲賀市に住民登録していない方
Uターン…3年以上市外に住民登録している方

■びわ湖材利用時加算※使用するびわ湖材は、市内のびわ湖材取扱認定事業体に登録された事業者に限ります。

滋賀県産木材である『びわ湖材』を床や壁等の仕上げ材として10㎡以上、又は構造材として1㎡以上使用した場合、限度額に10万円を加算します。

甲賀市

産業経済部 商工労政課
TEL：0748-69-2188

〒528-8502
甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市役所 4階

詳細情報・
申込書類等は
こちらから



お申込みは簡単！
オンライン申請を
ご活用ください

各区分の要件

一般・子育て・福祉

世帯要件	区 分	要 件	添付書類
	一 般	以下いずれにもあてはまらない世帯	なし
	子 育 て	令和7年(2025年)4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯（※妊娠中も可）	同居する中学生以下の子どもの生年月日と住所がわかる保険証（写）又は住民票記載事項証明書等の要件確認ができる書類 ※妊娠中の場合は、母子手帳（写）
	福 祉	●令和7年4月1日現在、75歳以上の方（昭和25年4月2日以前に生まれた方）が居住・同居している世帯 ●障がい者手帳等の交付を受けた方が居住・同居している世帯	●同居する高齢者の生年月日と住所がわかる保険証・運転免許証（写）又は住民票記載事項証明書等の要件確認ができる書類 ●障害者手帳等（写）※住所表記部分含む
申込時添付書類 ※裏面に住所記載や変更事項の記載がある場合、裏面の写しも必要となります （例：保険証、運転免許証）			

対 象 者 ①②③④全てに該当する個人

- ① リフォームした住宅に居住または年度内に転入・転居し、居住する方
- ② 補助対象物件の所有者（補助対象物件の所有者が対象者の2親等以内の親族の場合も該当）
- ③ 市税を滞納していない方
- ④ 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことのない方

対象物件 ①②どちらにも該当する住宅

- ① 補助対象者自らが居住する市内の住宅。ただし、店舗併用住宅については住居部分のみ補助対象
- ② 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことのない住宅

三世代同居・近居

世帯要件 令和7年(2025年)4月1日を基準日として、中学生以下の方が同居している子育て世帯

対 象 者 ①②③④全てに該当する子育て世帯の父又は母

- ① リフォームした市内の住宅に居住または年度内に転入・転居し、居住する方
- ② 市税を滞納していない方
- ③ 親及び子育て世帯全員が、本年度本補助制度以外に他のリフォーム補助制度の交付申請を行っていない方
- ④ 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことのない方

対象物件 ①または②に該当する住宅

- ① 市外の子育て世帯が、親と同居または近居を目的に居住する住宅
- ② 市内の子育て世帯が、親と同居を目的に居住する住宅

- 必須条件**
- 市内に所在し、子育て世帯が居住するための住宅
 - 2025年4月1日現在祖父母・親もしくは本人（申請者）またはその配偶者のいずれかの所有する住宅
 - 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがない住宅
※店舗併用住宅については住居部分のみが補助対象

申込時添付書類 ※裏面に住所記載や変更事項の記載がある場合、裏面の写しも必要となります （例：保険証、運転免許証）

区 分	添付書類
三世代同居・近居	同居する中学生以下の子どもの生年月日と住所がわかる保険証(写)又は住民票記載事項証明書等の要件確認ができる書類 ※妊娠中の場合は、母子手帳(写)

空き家・農地付き空き家

空き家の場合

対 象 者 ①または②に該当する個人・法人または団体

- ① 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判断された物件の所有者または賃借人
- ② 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判断された物件を購入または借用し、リフォーム工事をする方

対象物件 ①②③全てに該当する物件

- ① 甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判断された物件
- ② 賃借物件のリフォームの場合、所有者等と利用者間での賃貸借契約及び改修承諾済みの住宅
- ③ 過去に住宅リフォーム補助金を受けたことがない住宅

農地付き空き家の場合

対 象 者 上記対象者の①または②かつ以下の③に該当する個人

- ③ 当該物件とともに農地を所有または購入、借用し農業をされる方

対象物件 上記対象物件の①②③全てに該当し、かつ以下の④⑤を付帯する物件

- ④ 農地利用に関して農地法の許可等を受けた農地
 - ⑤ 賃借農地の場合、所有者等と利用者間で賃貸借契約済みの農地
- ※農地付き空き家は農用地を付帯している空き家に限る。

必須条件

- 2年以上当該物件に居宅または店舗として事業を継続できる方
- リフォームした物件に3年以内に転居・転入すること
- 市税を滞納していない方

カーボンニュートラル

内 容
居住する住宅に設置する太陽光発電システム・定置式蓄電池・高効率給湯器・太陽熱利用システム・窓断熱設備を導入する工事

対 象 者 ①②③④全てに該当する個人

- ① リフォームした住宅に居住または年度内に転入・転居し、居住する方
- ② 補助対象物件の所有者（補助対象物件の所有者が対象者の2親等以内の親族の場合も該当）
- ③ 市税を滞納していない方
- ④ 過去にカーボンニュートラル推進リフォーム事業補助金を受けたことのない方

対象物件 ①②どちらにも該当する住宅

- ① 補助対象者自らが居住する市内の住宅。
- ② 過去にカーボンニュートラル推進リフォーム事業補助金を受けたことのない住宅

※カーボンニュートラルについては、**過去に住宅リフォーム補助金を受けた方も対象**となります。（但し、過去にカーボンニュートラル推進リフォーム事業補助金を受けた方は対象外となります。）

※国の補助金と併用可能です。

※詳しくは、商工労政課（電話0748-69-2188）までお問い合わせください。

※同一年度内に複数の区分に申し込むことはできません。
※過去に同補助金を受けたことのある住宅は対象外となります。カーボンニュートラルについては過去に住宅リフォーム補助金を受けた方も対象となります。
※1ターンの・Uターンの方は2度目の申込みができます。
※申込み者多数の場合、抽選を行います。

